水質基準項目及び検査頻度

	項　　目	基 準 値	原則 頻度	法定検査 回数減	令和８年度検査頻度 原水	 浄水
1	一般細菌	100集落/ｍｌ	月１回	－	－	月１回
2	大腸菌	検出されないこと			月１回	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年４回	＊１	年１回	年１回
4	水銀及びその化合物	0.0005				
5	セレン及びその化合物	0.01				
6	鉛及びその化合物	0.01				年４回
7	ヒ素及びその化合物	0.01				年１回
8	六価クロム化合物	0.02				
9	亜硝酸態窒素	0.04				年４回
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	年４回	－	年１回	年４回
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	年４回	＊１	年１回	月１回
12	フッ素及びその化合物	0.8				年１回
13	ホウ素及びその化合物	1				
14	四塩化炭素	0.002				
15	1,4-ジオキサン	0.05				年４回
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04				年１回
17	ジクロロメタン	0.02				
18	テトラクロロエチレン	0.01				
19	トリクロロエチレン	0.01				
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	0.00005	年１回	＊１	年１回	年１回
21	ベンゼン	0.01	年４回	＊１	年１回	年１回
22	塩素酸	0.6	年４回	－	－	年４回
23	クロロ酢酸	0.02				
24	クロロホルム	0.06				
25	ジクロロ酢酸	0.03				
26	ジブロモクロロメタン	0.1				
27	臭素酸	0.01				
28	総トリハロメタン	0.1				
29	トリクロロ酢酸	0.03				
30	ブロモジクロロメタン	0.03				
31	ブロモホルム	0.09				
32	ホルムアルデヒド	0.08				
33	亜鉛及びその化合物	1	年４回	＊１	年１回	年１回
34	アルミニウム及びその化合物	0.2				
35	鉄及びその化合物	0.3				月１回
36	銅及びその化合物	1				年１回
37	ナトリウム及びその化合物	200				
38	マンガン及びその化合物	0.05	年４回	＊１	年１回	年１回
39	塩化物イオン	200	月１回	－	年１回	月１回
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	年４回	＊１	年１回	月１回
41	蒸発残留物	500				年１回
42	陰イオン界面活性剤	0.2				
43	ジェオスミン	0.00001	藻の発生時期 月1回	－	年１回	年１回
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001				
45	非イオン界面活性剤	0.02	年４回	＊１	年１回	年４回
46	フェノール類	0.005				年１回
47	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	3	月１回	－	年１回	月１回
48	ｐＨ値	5.8～8.6				
49	味	異常でないこと			－	
50	臭気	異常でないこと			年１回	
51	色度	５度				
52	濁度	２度				

＊　１ 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去３年間における検査結果がすべて水質基準値の５分の１以下であるときは、おおむね１年に１回以上と、基準値の１０分の１以下であるときは、おおむね３年に１回以上とすることができる。